

省エネ機器導入支援事業

『栗原市住宅用省エネルギー機器導入支援事業補助金』

申請の手引き

栗原市では、再生可能エネルギーの利用を促進し、地球温暖化の防止や低炭素社会の実現を図るため、住宅用省エネルギー機器を設置する費用の一部を補助します。

◎この手引きは、補助金の交付を受けるための手続きの概要についてまとめたものですので、申請をする際の参考としてください。

補 助 の 内 容

◆栗原市内の自ら居住するまたは居住しようとする住宅に、省エネルギー機器を新たに購入する個人を対象

募集期間：平成31年4月11日（木）～平成31年（2019年）11月29日（金）

補助金額：購入費用の1／2（上限8万円）＊千円未満切捨て

対象機器：CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）
ガスエンジン給湯器（エコウィル）
ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器（エコワン）
木質ペレットストーブ

目 次	1 補助金交付までの手続き	・・・ P 1
	2 補助対象者及び補助対象となる省エネルギー機器	・・・ P 2
	3 補助金申請における必要書類リスト	・・・ P 3～P 4
	4 その他	・・・ P 5
	5 申請書記入例	・・・ P 6

問い合わせ先

〒987-2293

栗原市築館薬師一丁目7番1号

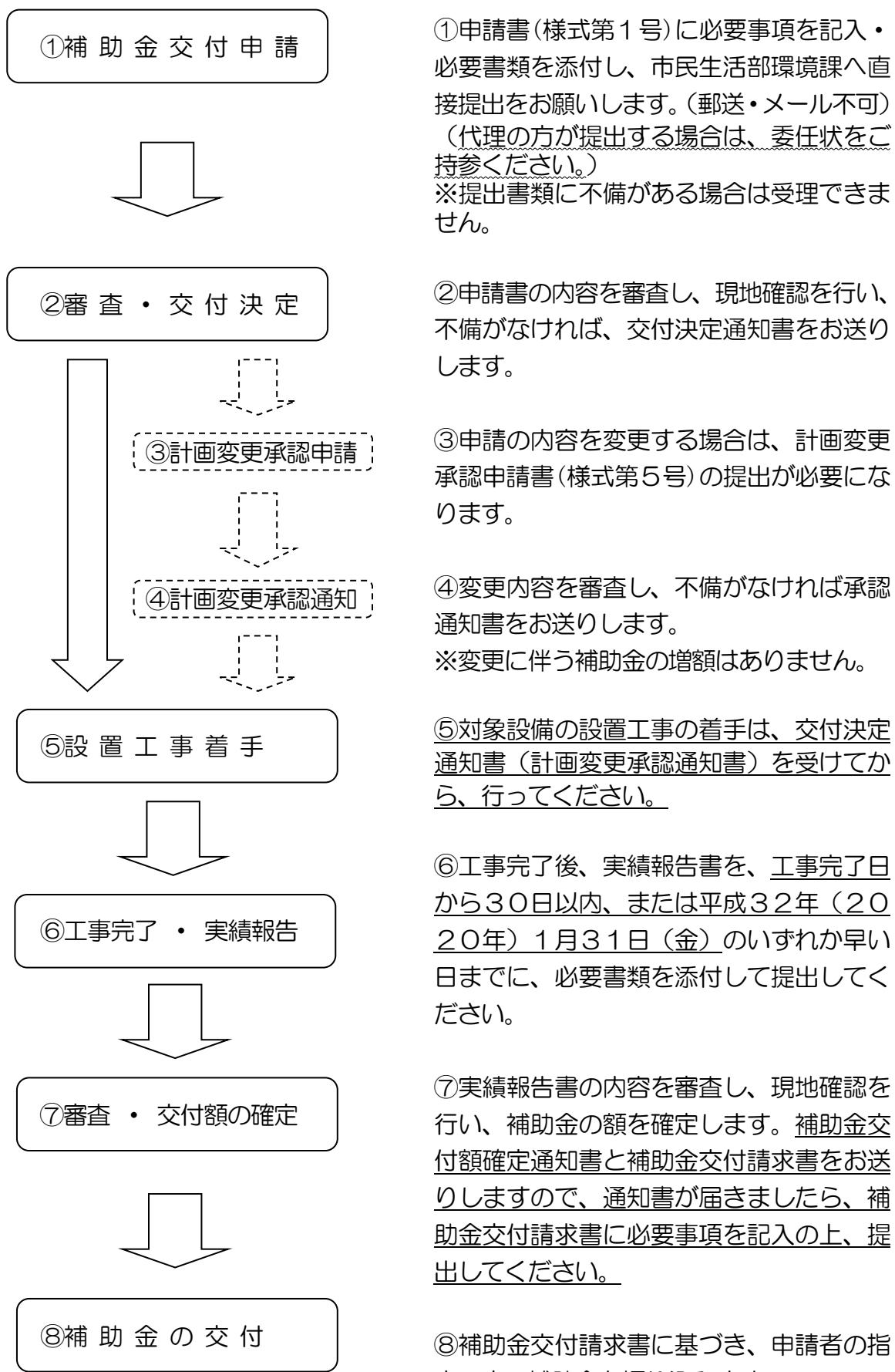
栗原市市民生活部 環境課 環境政策係

電話：0228-22-3350

FAX：0228-22-0350

（受付時間 8：30～17：15 土日祝日を除く）

1 補助金交付までの手続き（流れ）



2 補助対象者及び補助対象となる省エネルギー機器

補助対象者

次の要件について、全てを満たす場合に、この補助金の申請を行うことができます。

要 件	
補助対象者	(1) 市内の自宅（新築含む）に、CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器、ガスエンジン給湯器、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器、木質ペレットストーブを新設する方 (2) 市内に居住するまたは居住しようとする方 (3) 市税を滞納していない方 (4) 補助金交付決定日から、既存住宅の場合は3ヶ月以内、新築住宅の場合は6ヶ月以内、または平成31年（2019年）12月末日のいずれか早い日までに、設置工事を完了できる方
対象住宅	(1) 居住を目的とした住宅（小規模店舗等を併設するものを含む）であること (2) 申請者または申請者と生計を一にする方（同居する家族等）が所有するまたは所有しようとする住宅であること

補助対象となる省エネルギー機器

(1) CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器（通称：エコキュート）

対象要件	1) JIS規格（JISC9220 規格）表示で年間給湯保温効率または年間給湯効率が2.4以上であること。 2) 当該機器を設置する対象住宅において、既にCO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器が設置されていないこと。 3) 未使用品を購入し設置すること。
------	---

(2) ガスエンジン給湯器（通称：エコワイル）

対象要件	1) 総合効率が低位発熱量基準で80%以上であること。 2) 当該機器を設置する対象住宅において、既にガスエンジン給湯器が設置されていないこと。 3) 未使用品を購入し設置すること。
------	---

(3) ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器（通称：エコワン）

対象要件	1) 給湯熱効率が90%以上の機器であること。 2) ヒートポンプを併用するシステムであること。 3) 当該機器を設置する対象住宅において、既にヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器が設置されていないこと。 4) 未使用品を購入し設置すること。
------	--

(4) 木質ペレットストーブ

対象要件	1) 燃料の定量的供給ができる構造であること。 2) 未使用品を購入し設置すること。
------	---

3 補助金交付申請における必要書類リスト

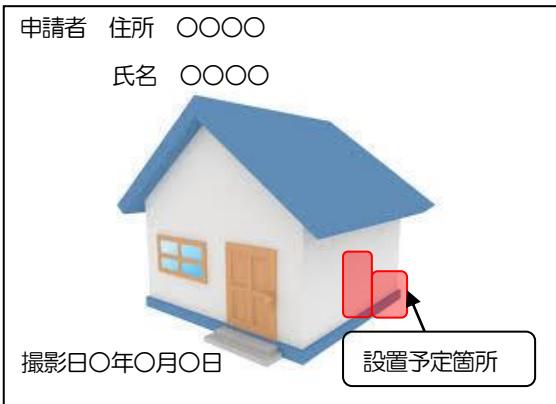
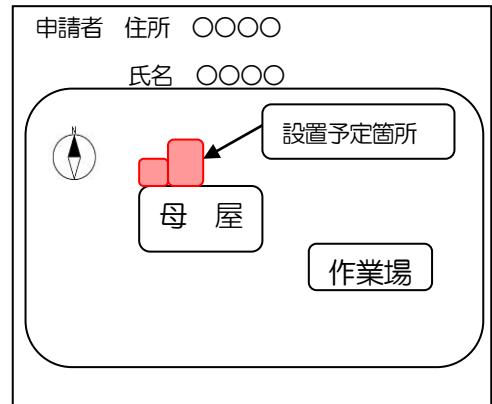
必要書類

申請の内容に応じ、市民生活部環境課へ提出してください。（郵送、メールは不可）

※書類に不備等がある場合は、申請を受理することができませんので、ご注意ください。

（代理の方が申請書を提出する場合は、委任状をご持参ください。）

【申請を行う全ての方が提出しなければならない書類】

チック	必 要 書 類
<input type="checkbox"/>	○様式第1号 『栗原市住宅用省エネルギー機器導入支援事業補助金交付申請書』
<input type="checkbox"/>	○省エネルギー機器の購入に係る見積書およびその内訳書の写し <確認事項> 申請者宛になっていること 購入業者の押印があること 申請書（様式第1号）と同じ内容になっていること
<input type="checkbox"/>	○設置場所が確認できる図面及び写真 <確認事項> 省エネルギー機器の設置予定場所 現在の土地、家屋の状況写真及び建物平面図等に予定箇所を記載  
<input type="checkbox"/>	○省エネルギー機器の形状、規格等が確認できるカタログ・仕様書等の写し <確認事項> 見積書に記載された型式と同一のものであること 機器の対象要件が確認できるものであること（年間給湯効率等）

<input type="checkbox"/>	<p>○対象住宅に係る資産証明書または不動産登記事項証明書 ※新築の場合は建築確認申請書・確認済証の写し（受付印があるもの）</p> <p>＜確認事項＞</p> <p>対象設備を設置する住宅の所有関係がわからること (所有者が複数の場合は、不動産登記事項証明書が必要)</p>
<input type="checkbox"/>	<p>○納税証明書（申請日前10日以内に取得したもので、最新年度の証明書） ※申請時、市外に居住している方は必要ありません。</p> <p>＜確認事項＞</p> <p>市税の滞納が無いこと</p>
<input type="checkbox"/>	<p>○住民票（申請日前3ヶ月以内に取得したもの）</p> <p>＜確認事項＞</p> <p>申請者の居住場所の確認</p>

【該当者のみ提出しなければならない書類】

チック	必 要 書 類
<input type="checkbox"/>	<p>【対象住宅が申請者と生計を一にする方の所有の場合または申請者以外の所有者がいる場合（例：住宅の名義が同居する父、夫婦、親子で共有しているなど）】</p>
<input type="checkbox"/>	<p>○様式第2号『承諾書』（申請者以外の対象住宅所有者全員分） ○対象住宅の所有者全員の住民票（同一世帯の場合は謄本可） ○対象住宅の所有者全員の納税証明書（対象住宅の共有分も含む）</p> <p>＜確認事項＞</p> <p>住宅所有者からの承諾、住宅所有と申請者との関係、住宅所有者の市税の滞納がないこと。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>【新築の場合】</p>
<input type="checkbox"/>	<p>○建築確認申請書・確認済証の写し（申請書は第1面から第6面） ※受付印があるもの</p>
<input type="checkbox"/>	<p>【申請時に市内に居住していない方】</p>
<input type="checkbox"/>	<p>○新築工事請負契約書 ○建物の売買契約書</p> <p>＜確認事項＞</p> <p>市内に住宅を新築（購入）し居住する予定であること</p>

※この他、必要に応じ資料の提出をお願いすることがありますので、ご了承ください。

4 その他

補助金交付申請の受付

- 申請受付期間中に市民生活部環境課で受付をいたします。(各総合支所では受付しておりません。)
(受付時間 8:30~17:15 土日祝日を除く)
- 申請書類を全て揃えて直接お持ちください。
(手引き 3P~4P 必要書類リストを参考にしてください。)
(郵送での申請は受け付けておりません。)
- 受付は先着順となっており、申請書類に不備があった場合や、添付書類が不足した場合は、申請を受理できません。
- 申請額が予算の総額に達した場合は、その時点で受付を終了します。
受付件数は概ね40件を予定しています。

交付決定について

- 補助金の交付決定は、申請書類を審査の結果、要件を満たすものについて、交付決定通知書により申請者へ通知いたします。
- 交付決定通知書を受け取る前に設置工事に着手した場合、補助金の交付は受けられません。

申請内容の変更・中止・廃止について

- 交付決定を受けた方が申請内容を変更・中止・廃止する場合は、工事に着手する前に手続き（変更・中止・廃止の承認申請）が必要です。

【変更の承認申請が必要となる例】

- 値引きにより支払額が減額となるので、補助対象経費を変更する。
- 在庫都合等により、機器を変更する。
- モデルチェンジのため、機器の品番・型式等が変更になる。
- 補助金交付決定日から、既存住宅の場合は3ヶ月以内、新築住宅の場合は6ヶ月以内または平成31年（2019年）12月末日のいずれか早い日までに設置工事を完了できない場合、補助金をお支払いできませんので、必要に応じて変更・中止・廃止の手続きをお願いいたします。
- 申請内容が変更になった場合、交付決定額より補助金の額が増額になることはありませんのでご注意ください。（変更内容によっては減額となります。）

実績報告について

- 交付決定を受けた方は、工事完了日から30日以内、または平成32年（2020年）1月31日（金）までのいずれか早い日までに、必要書類を添えて実績報告書を提出してください。
- 実績報告書の提出がない場合は、補助金のお支払いはできません。

補助金交付決定の取り消し・返還について

- 補助金の交付決定を受けた方が、虚偽の申請を行うなど、交付決定の内容に違反した場合は、補助金の交付を取り消すことがあります。
- この場合、既に補助金が交付されているときには、返還を求めることができます。

記入例

※ボールペン等でご記入ください。(鉛筆不可)

様式第1号(第6条関係)

平成31年○月○日

栗原市長 殿

申請者

住所 〒987-2293

栗原市築館薬師一丁目7番1号

ふりがな くりはら たろう

氏名 栗原 太郎

連絡先 22-1111

栗
原

押印

栗原市住宅用省エネルギー機器導入支援事業補助金交付申請書

栗原市住宅用省エネルギー機器導入支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

住宅用省エネルギー機器を設置する住宅の場所	(〒987-2293) 栗原市築館薬師一丁目7番地1号
住宅の種類(○を付けてください。)	1 新築住宅 <input checked="" type="radio"/> 既存住宅 <input type="radio"/>
住宅用省エネルギー機器の種類 (○を付けてください。)	<input checked="" type="radio"/> 1 CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器 2 ガスエンジン給湯器 3 ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器 4 木質ペレットストーブ
補助対象経費	500,000円
補助金交付申請額	80,000円
着手予定年月日	平成31年○月○日
完了予定年月日	平成31年○月○日

機器本体の購入費(消費税込)を記入し、値引がある場合は値引後の金額を記入願います。

*工事費は含みません。

既存住宅の場合は3ヶ月以内、新築住宅の場合は6ヶ月以内、または平成31年(2019年)12月末のいずれか早い日